


報道機関各位

令和元年(2019年)12月3日(火) 15時00分 配付

項目	インフルエンザ警報の発令について
配付資料	インフルエンザの流行について(警報)
内容及び報道に当たってのお願い	<p>令和元年第48週(令和元年11月25日～令和元年12月1日)の感染症発生動向調査で網走保健所管内においてインフルエンザ患者報告数(速報値)が警報基準に達しましたので、インフルエンザ警報を発令します。</p> <p>なお、管内市町、教育委員会、医師会、各幼稚園等へ感染予防を徹底するため周知します。</p> <p>※警報レベル：定点医療機関あたりインフルエンザ患者報告数が1週間で30人以上</p> <div data-bbox="422 896 1468 1579" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">＜インフルエンザ予防のポイント＞</p><p>インフルエンザにかからないよう予防に取り組みましょう。</p><p>1 人ごみを避け、外出から帰ったら手を洗いをしましょう。 人ごみに出るときにはマスクを着用し、外から帰ってきたら手洗いをかかさずに行いましょう。また、空気が乾燥すると、気道粘膜の防御機能が低下するため、室内は適切な湿度を保つようにして、体の抵抗力を高めるため十分に栄養を摂り睡眠もとりましょう。</p><p>2 インフルエンザワクチンの接種 インフルエンザワクチンを接種すると、発症をある程度抑え、かかっても重症化を防ぐ効果が期待できます。接種から2～3週間で効果が現れますので、流行前に接種することが望まれます。</p></div>
担当	<p>北海道網走保健所(北海道オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室) 健康推進課長 藤倉 桂子 電話 (0152) - 41 - 0694 FAX (0152) - 44 - 4879</p> <p>※この発表についてのお問合せは、 17:30までに上記へお願いします。</p> <div data-bbox="1141 1758 1484 1982" style="text-align: right;"><p>オホーツク クール</p></div>

インフルエンザの流行について（警報）

令和元年(2019年)12月3日(火) 15時00分

北海道網走保健所

電話：0152-41-0694

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和元年第48週（令和元年11月25日～令和元年12月1日）の感染症発生動向調査で網走保健所管内においてインフルエンザ患者報告数（速報値）が警報基準に達しましたので、インフルエンザ警報を発令します。

今後、網走保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 インフルエンザの感染予防

人ごみに出るときにはマスクを着用し、外から帰ってきたら手洗いをかかさずに行いましょう。

また、空気が乾燥すると、気道粘膜の防御機能が低下するため、室内は加湿器などを使って適切な湿度を保つようにして、体の抵抗力を高めるため十分に栄養を摂り睡眠もとりましょう。

インフルエンザワクチンを接種すると、発症をある程度抑え、かかっても重症化を防ぐ効果が期待できます。効果が現れるまで接種から2～3週間要するため、流行前に接種を終えることが望ましいです。

2 インフルエンザとは

インフルエンザウイルスの感染により、突然の高熱と全身のだるさ、筋肉痛などの全身症状が起こり、これらの症状他にのどの痛みや咳などの呼吸器症状が現れます。通常は発熱が2～3日続き、一週間程度で回復しますが、時には重症化することもあります。インフルエンザはその年により流行の時期が異なりますが、通常は12月頃から流行し、翌年の1月から3月頃に患者がピークを迎えます。

3 その他

(1) 最近5週間における定点医療機関からのインフルエンザ患者報告状況

(表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人)

	第44週 (10/28～11/3)	第45週 (11/4～11/10)	第46週 (11/11～11/17)	第47週 (11/18～11/24)	第48週 (11/25～12/1)
網走保健所	0.00	0.25	2.25	25.25	30.50 ※
全道	1.81	2.00	4.64	10.12	-
全国	0.95	1.03	1.84	3.11	-

※第48週の患者報告数は速報値。

全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL：<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) インフルエンザ注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<インフルエンザの注意報・警報レベル>

	注意報レベル	警報レベル	
	基準値	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数(人)	10	30	10